

補助金等適正化法について

1. 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（補助金等適正化法）について

ホールを含め、補助金等を充当し建設・改修等を行った施設については、補助金等適正化法により財産の処分（補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊すこと等）に制限がかけられている。

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（抄）

（財産の処分の制限）

第22条 補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した政令で定める財産を、各省各庁の長の承認を受けずに、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付、又は担保に供してはならない。ただし、政令で定める場合はこの限りではない。

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（抄）

（財産の処分の制限を適用しない場合）

第14条 法第22条ただし書に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 補助事業者等が法第7条第2項の規定による条件に基づき補助金等の全部に相当する金額を国に納付した場合
- 二 補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して各省各庁の庁が定める期間を経過した場合

一方で、各省各庁の承認基準や手続にばらつきがあったこと等から、平成20年に以下のとおり運用が明確化された（平成20年4月10日補助金等適正化中央連絡会議決定事項）。

補助金等適正化法第22条の規定に基づく各省各庁の長の承認について（抄）

地方公共団体が、補助事業等により取得し、又は効用の増加した政令で定める財産（以下「補助対象財産」という。）を財産処分（-中略-）する場合の（-中略-）各省各庁の長の承認は、以下により行うこととする。

（-中略-）

- 一 近年における急速な少子高齢化の進展、産業構造の変化等の社会経済情勢の変化に対応するため、また既存ストックを効率的に活用した地域活性化を図るため、概ね十年を経過した補助対象財産については、補助目的を達成したものとみなす。（以下、省略）

2. 補助金等適正化法の制限を受けるホールについて

上記を踏まえ、建設後10年を経過しないホールは、「スポーツ・文化総合センター（平成29年6月完成）」、「コンベンションホール（平成29年12月完成）」及び「総合自治会館（令和2年6月完成）」となるため、今後、この3施設の改修等を行う場合には法令等に基づいた手続が必要となる場合がある。